

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年2月23日

熱海市長 齊藤 栄

熱海市条例第1号

熱海市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(熱海市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熱海市職員の給与に関する条例(昭和26年熱海市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第17条の4第2項第1号中「加算した額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の105)」の次に「、12月に支給する場合には100分の95(管理職である職員にあつては、100分の115)」を加え、同項第2号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の50)」の次に「、12月に支給する場合には100分の45(管理職である職員にあつては、100分の55)」を加える。

附則第5項中「100分の1.575」を「、6月に支給する場合には100分の1.575、12月に支給する場合には100分の1.725」に、「100分の105」を「、6月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の115」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1(第3条関係)

給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の	1	円 142,600	円 192,700	円 228,900	円 262,000	円 305,400	円 362,300	円 407,700	円 421,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	307,700	364,900	410,100	423,500
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	309,900	367,400	412,600	425,500
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	312,200	370,000	415,000	427,600

職員	5	147,100	199,700	235,100	269,600	314,300	371,900	416,900	429,700
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	316,400	374,400	419,200	431,800
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	318,500	376,700	421,300	433,500
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	320,700	379,200	423,500	435,300
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	323,000	381,700	425,500	437,300
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	325,200	384,400	427,600	439,300
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	327,400	387,000	429,700	441,200
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	329,400	389,700	431,800	443,000
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	331,600	392,100	433,500	444,800
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	333,800	394,400	435,300	446,500
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	335,800	396,600	437,300	448,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	338,000	399,000	439,300	449,800
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	340,000	400,800	441,200	451,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	342,200	402,800	443,000	452,700
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	344,000	404,700	444,800	454,100
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	346,000	406,500	446,500	455,400
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	348,100	408,400	448,300	456,700
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	350,100	410,200	449,800	457,900
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	351,800	412,000	451,200	458,900
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	353,800	413,900	452,700	459,600
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	355,600	415,700	454,100	460,400
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	357,500	417,200	455,400	461,100
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	359,500	418,700	456,700	461,800
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	361,400	420,300	457,900	462,600
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	363,400	421,900	458,900	463,300
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	365,300	423,200	459,600	463,900
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	367,300	424,500	460,400	464,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	369,200	425,700	461,100	465,000
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	371,200	426,900	461,800	465,600

34	194,200	244,500	283,100	327,100	373,200	428,200	462,600	466,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	374,700	429,500	463,300	470,100
36	197,200	247,000	286,800	331,100	376,500	430,700	463,900	473,100
37	198,500	247,900	288,400	333,000	378,300	431,900	464,400	476,100
38	199,800	249,300	290,100	334,900	379,900	432,700	465,000	479,200
39	201,100	250,700	291,900	336,900	381,700	433,500	465,600	481,900
40	202,400	252,200	293,700	338,800	383,100	434,300	466,200	485,000
41	203,700	253,600	295,300	340,700	384,600	434,900	466,700	488,000
42	205,000	255,000	297,000	342,600	386,200	435,600	467,200	491,100
43	206,300	256,400	298,500	344,400	387,600	436,300	467,600	493,800
44	207,600	257,700	300,100	346,300	388,800	437,000	467,900	496,100
45	208,800	258,900	301,700	347,800	390,000	437,800	468,200	498,400
46	210,100	260,200	303,400	349,200	391,100	438,600		
47	211,400	261,600	305,000	350,700	392,200	439,000		
48	212,700	262,900	306,700	352,200	393,400	439,700		
49	213,800	264,100	307,700	353,800	394,600	440,200		
50	214,900	265,200	309,200	354,600	395,700	440,600		
51	215,900	266,500	310,700	355,800	396,400	441,000		
52	217,000	267,800	312,300	356,800	397,100	441,400		
53	218,100	268,800	313,900	357,700	397,800	441,800		
54	219,100	269,900	315,500	358,800	398,500	442,200		
55	220,000	271,200	317,100	359,700	399,100	442,600		
56	221,000	272,500	318,600	360,800	399,700	442,900		
57	221,500	273,500	320,100	361,700	400,200	443,200		
58	222,400	274,500	321,300	362,400	400,600	443,600		
59	223,200	275,400	322,500	363,100	401,000	443,900		
60	224,100	276,500	323,700	363,800	401,300	444,200		
61	224,800	277,600	324,400	364,200	401,600	444,500		
62	225,800	278,600	325,300	364,800	401,900			

63	226,600	279,500	326,100	365,500	402,200			
64	227,500	280,500	326,900	366,200	402,500			
65	228,200	281,100	327,800	366,500	402,800			
66	229,000	282,000	328,200	367,200	403,100			
67	229,900	282,700	328,900	367,900	403,400			
68	231,000	283,600	329,700	368,600	403,700			
69	231,700	284,600	330,500	368,900	404,000			
70	232,400	285,400	331,200	369,500	404,300			
71	233,000	286,200	331,900	370,200	404,600			
72	233,800	287,000	332,600	370,800	404,900			
73	234,600	287,800	333,100	371,100	405,200			
74	235,300	288,300	333,700	371,700	405,500			
75	236,000	288,700	334,200	372,400	405,700			
76	236,600	289,200	334,800	373,000	406,000			
77	237,300	289,300	335,100	373,400	406,300			
78	238,100	289,700	335,600	373,900	406,600			
79	238,900	289,900	336,000	374,500	406,800			
80	239,600	290,300	336,500	375,000	407,100			
81	240,200	290,500	336,900	375,500	407,400			
82	240,900	290,700	337,400	376,100	407,600			
83	241,600	291,100	337,900	376,600	407,800			
84	242,300	291,400	338,400	376,900	408,100			
85	242,900	291,700	338,700	377,300	408,400			
86	243,600	292,000	339,100	377,800	408,600			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	408,800			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	409,100			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	409,400			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	409,600			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	409,800			

92	246,800	294,100	341,600	380,300				
93	247,100	294,200	341,800	380,600				
94		294,400	342,200					
95		294,800	342,700					
96		295,200	343,100					
97		295,400	343,200					
98		295,700	343,700					
99		296,100	344,100					
100		296,500	344,400					
101		296,700	344,700					
102		297,000	345,100					
103		297,400	345,500					
104		297,700	345,900					
105		297,900	346,400					
106		298,200	346,800					
107		298,600	347,200					
108		298,900	347,600					
109		299,100	348,100					
110		299,500	348,500					
111		299,900	348,800					
112		300,200	349,100					
113		300,300	349,600					
114		300,600						
115		300,900						
116		301,300						
117		301,500						
118		301,700						
119		302,000						
120		302,300						

	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

第2条 熱海市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「本条」を「この条」に改め、「及び附則第2項第2号」を削り、同条第4項中「。附則第2項第2号において同じ。」を削る。

第17条の4第1項中「本条及び附則第2項第3号」を「この条」に改め、同条第2項第1号中「及び附則第2項第3号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85（管理職である職員にあつては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（管理職である職員にあつては、100分の115）」を「100分の90（管理職である職員にあつては、100分の110）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分40（管理職である職員にあつては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（管理職である職員にあつては、100分の55）」を「100分の42.5（管理職である職員にあつては、100分の52.5）」に改める。

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

（熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第3条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年熱海市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項の表中「37万2,000円」を「37万3,000円」に、「42万円」を「42万1,000円」に改める。

第7条第1項中「以下」を「次項において」に改め、同条第2項中「、6月30日に支給する場合には100分の122.5、12月10日に支給する場合には100

分の137.5」とあるのは「100分の162.5」を「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」に改める。

第4条 熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の162.5」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の167.5」を「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の165」に改める。

(熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第5条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年熱海市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第6条 熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

(熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第7条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例（昭和26年熱海市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

第8条 熱海市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

## 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条及び第8条並びに附則第4項及び第5項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の熱海市職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定、第3条の規定による改正後の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員採用等条例」という。）の規定、第5条の規定による改

正後の熱海市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定及び第7条の規定による改正後の熱海市特別職の職員の給与に関する条例の規定は、平成29年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の熱海市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の熱海市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例又は改正後の任期付職員採用等条例の規定による給与の内払とみなす。

(熱海市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 4 熱海市職員の育児休業等に関する条例（平成4年熱海市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第5項までを削る。

(熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

- 5 熱海市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年熱海市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則第4条を削る。